

松江市 PR キャラクター『おまっちえ』使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、松江市 PR キャラクター「おまっちえ」使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、キャラクター（要綱第1条に規定する「キャラクター」をいう。以下同じ。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許諾の申請）

第2条 使用申請者（要綱第2条に規定する「使用申請者」をいう。以下同じ。）は、要綱第2条第1項の規定により、「おまっちえ」無償使用許諾申請書（別記様式第1号の1。以下「無償使用申請書」という。）または「おまっちえ」無償使用許諾申請書（商品・景品等）（別記様式第1号の2。以下「無償使用申請書（商品・景品等）」という。）を市長（要綱第2条に規定する「市長」をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 無償使用申請書または無償使用申請書（商品・景品等）には、キャラクターを使用しようとする使用品（以下「使用品」という。）の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

（使用許諾の通知等）

第3条 市長は、無償使用申請書及び無償使用申請書（商品・景品等）の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「おまっちえ」無償使用許諾通知書（別記様式第2号の1。以下「無償使用許諾通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、無償使用申請書または無償使用申請書（商品・景品等）の内容が要綱第4条の規定に該当すると認められるときは、「おまっちえ」使用不許諾通知書（別記様式第3号。以下「不許諾通知書」という。）により通知するものとする。

（許諾事項の変更）

第4条 使用者（要綱第3条第3項に規定する「使用者」をいう。以下同じ。）は、無償使用申請書及び無償使用申請書（商品・景品等）に記載された内容に変更が生じるときは、「おまっちえ」無償使用許諾変更申請書（別記様式第4号の1。以下「無償使用変更申請書」という。）または「おまっちえ」無償使用許諾変更申請書（商品・景品等）（別記様式第4号の2。以下「無償使用変更申請書（商品・景品等）」という。）に無償使用許諾通知書を添えて市長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

（使用許諾変更の通知等）

第5条 市長は、無償使用変更申請書及び無償使用変更申請書（商品・景品等）の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「おまっちえ」無償使用許諾変更通知書（別記様式第5号の1。以下「無償使用許諾変更通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、無償使用変更申請書または無償使用変更申請書（商品・景品等）の内容が要綱第4条の規定

に該当すると認められるときは、不許諾通知書により通知するものとする。

（在庫）

第6条 要綱第3条第3項中「在庫」とは、使用許諾通知書（変更を含む。以下同じ。）に記載された製作数内で同条第1項の期間中に実際に製作した使用品の在庫をいう。同期間中の使用品の製作数が使用許諾通知書に記載された製作数より少ない場合は、実際に製作した使用品の数が許諾を受けた数量とみなす。

（使用許諾の中止）

第7条 使用者は、キャラクターを使用する必要がなくなったときは、「おまっちえ」無償使用許諾中止届（別記様式第6号）に無償使用許諾通知書（変更があった場合は無償使用許諾変更通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（無償使用）

第8条 要綱第7条第1項第8号「公益上の観点から、市長が無償とすることが適当であると認める」とは、以下の全てを満たすものをいう。

- ①無償で配布もしくは提供（景品を除く）されるものまたは閲覧できるもの。
- ②特定の企業・商品等のイメージ付けにならないもの。
- ③商品又は景品と一体とならないもの。
- ④市への誘客効果が期待できる場合、またはキャラクターの普及・認知向上の効果が期待できる場合

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、以上の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）「鳥根県松江市 PR キャラクター おまっちえ デザインマニュアル」に記載の内容を遵守しキャラクターを使用すること。
- （2）使用品本体、タグ、パッケージ等適切な位置に次に掲げる事項を表記すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
 - ア 公式ロゴもしくは、キャラクター名（「松江市 PR キャラクター おまっちえ」と表記すること。）。
 - イ 使用許諾番号（「松広許諾第号」と表記すること。）。
- （3）キャラクターを使用した商品を販売する者は、年度ごとに「おまっちえ」使用商品売上報告書（別記様式第7号）を市長に提出すること。
- （4）第三者がキャラクターを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに松江市に連絡すること。
- （5）第三者との係争、審判、訴訟等について、松江市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- （6）使用者は、キャラクターを付した使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、松江市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- （7）松江市から要請があった場合は、キャラクターの使用実態を報告し、または使用品を提出するこ

と。

- (8) 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により松江市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を松江市に賠償すること。

付則

この要領は、令和7年8月15日から施行する。